

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和6年6月4日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	美術館照明設備（ホール客席及び展示室）改修工事（営第6－2号）
2 工事場所	高知県高知市高須353－2
3 工事の概要	高知県高知市高須353－2地内の美術館における営繕工事 ・ホール客席の照明設備のLED化工事 一式 ・展示室1、2の照明設備のLED化工事 一式
4 工事日数（完成期限）	令和7年2月28日（余裕期間90日を含む）
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できるものとする。
7 落札方式	価格競争
8 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 （紙の入札書を入札箱に投かんする方法）
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格	ア又はイのいずれかの要件を満たす者であること。 ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、電気工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における電気工事の格付がA等級であること。 イ 電気工事において令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の電気工事の
------------------------	--

	総合評定値（総合評点）が1,000点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,500万円以上となる場合には、電気工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。
3 施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。 - 平成21年度以降に、元請又は一次下請（建築一式工事で発注された工事に限る。）として完成・引渡しが完了したものであること。 なお、一次下請の実績は、契約書、図面等の施工内容が確認できる既存の書類で確認を行う。施主（発注者）又は元請企業の施工証明書等、工事完成後に作成した書類の場合は、施工実績として認めない場合がある。 - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） - 最終請負金額（税込）が2,000万円以上であって、照明設備のLED化工事の施工実績であること。 - 建築物に係る電気工事（建築業法上の業種）であること。
4 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,000万円以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。
	資 格 等 - 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、電気工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 - この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 - 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）にあつては、下記の要件を全て満たすこと。 ただし、請負代金が4,000万円以上となった場合（変更契約での増額を含む）、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者との兼務は認められない。 ア 経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。 イ 工事場所と主たる営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりう

		る体制であること。
	従事実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 1 「3 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和6年6月14日（金）午後5時
	提出先	高知県文化生活部文化国際課（※第5）
	掲載場所	高知県文化生活部文化国際課ホームページ https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140000/140201/
2 設計図書の閲覧方法		高知県文化生活部文化国際課ホームページ https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140000/140201/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 140201@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時
	回答期限	令和6年6月26日（水）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和6年6月24日（月）
5 入札参加資格のない理由の説明要求	提出期限	令和6年6月27日（木）午後5時
	回答期限	令和6年7月2日（火）
6 入札日時・場所	日 時	令和6年7月3日（水）午後2時から
	場 所	オーテピア高知図書館集会室（4階）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 5 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 特定建設業許可の写し（※該当する場合のみ。）
入札書の投かんに際し、提出する書類	工事費内訳書

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県文化生活部文化国際課

電話 088-823-9793

FAX 088-823-9296

E-mail 140201@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 余裕期間の設定について
 本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に余裕期間を設定する。
 （1）余裕期間は90日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。
 ※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。
 （2）余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
 （3）契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 （4）その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

6 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

7 工事費内訳明細書の提出

- ① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
- ② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

8 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の特例監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。

9 本工事において、以下の内容に留意すること。

- ・ 電源線は既設再利用とするが、工事着手前に対象負荷の絶縁抵抗測定を行い、問題のないことを確認の上、施工すること。
- ・ 展示室1、2においては令和7年1月11日から令和7年1月31日迄の期間内で工事を行うこととする。（施工期間を考慮した施工人員を確保すること。施工時の変更協議は困難なことから、事前調査を確実にすること。仮設物布設、試験調整、引渡検査、片付けを含むこと。）
- ・ 積算条件は通常の執務並行改修（深夜作業の割増しは、見込んでいない。）とする。受注者希望型週休二日モデル工事とする。現場の施工制約、条件等により、深夜作業が発生する場合には、変更協議の対象とする。
- ・ 多目的ホールの客席においては令和7年1月20日から令和7年2月7日迄の期間内で工事を

行うこと。（事前に配線等を行えるが、照明器具撤去は行えない。）

- ・ 展示室 1、2 の工事及び多目的ホールの客席の工事において、事前の調査・測量は上記以外の期間でも可能だが、事前に発注者と協議を行うこと。